

千歳市こども計画 (案)

令和 7 年 3 月

千歳市

はじめに



少子化の進行に伴う人口減少は、我が国全体が直面する最大の危機とされ、国では、若者人口の急激な減少が見込まれる2030年代に入るまでが、少子化トレンドを反転させることができるラストチャンスとしています。

このことから、国では、こども・子育てに関する取組や施策を社会の中心に据えて、強力に推し進めていくため、令和5年4月にこども家庭庁を創設するとともに、こども基本法を制定し、同年にはこども大綱を策定するなど、こどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしました。

これまで千歳市では、「子育てするなら、千歳市」をキャッチフレーズに様々なこども・子育て支援施策を展開してまいりましたが、こどもの人口は減少が続いており、少子化の進行に歯止めをかけることは千歳市においても最重要課題であります。

この課題に対処していくためには、こども・子育て支援施策をより一層充実させていくことはもとより、結婚や妊娠、出産等は、個人の自由な意思に基づくものであって、これについての多様な価値観や考え方が尊重された上で、希望する誰もがこどもをもち、安心して幸福に暮らせるよう、まち全体でこども最優先の施策を推進していく必要があります。また、現在、千歳市では、次世代半導体関連産業の集積が期待されている状況にあり、今後、まちが変化していく中で想定される新たなこども・子育て支援に対するニーズを的確に捉え、千歳市に対する子育て家庭の満足度を高めていくことが求められます。

このような状況を踏まえ、これまで推進してきたこども・子育て支援施策を継承した上で、市民ニーズを踏まえた千歳市のこども政策を総合的かつ計画的に推進するため「千歳市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、誰一人取り残さず、こどもたちの健やかな成長を社会全体で後押ししていくために、「全てのこどもが輝き、子育て家庭が子育ての喜びを実感できるまち」を基本理念に、「こどもへの視点」、「子育て家庭への視点」、「地域社会への視点」、「配慮が必要なこども・家庭への視点」の4つの視点を掲げ、こども・子育て支援施策を推進していくこととしました。

こどもは、将来の千歳市を担う大切な宝であり、こどもの幸せは市民全体の願いです。

千歳市は、これからも全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、千歳市保健福祉調査研究委員会、千歳市子ども・子育て会議、の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました皆様、関係機関の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

千歳市長 横田 隆一

目 次

第1章 計画の策定に当たって	3
1 計画策定の背景.....	3
2 こども・子育てをめぐる動き.....	4
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の対象と期間.....	6
5 計画の策定体制.....	7
第2章 千歳市の現状と市民の評価	11
1 こども・子育てを取り巻く環境.....	11
2 第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	19
3 千歳市の子育て施策に対する市民の評価（アンケート結果）.....	29
第3章 千歳市の課題	37
1 千歳市の課題.....	37
第4章 計画の基本理念と目標	41
1 基本理念.....	41
2 基本的な視点.....	41
3 基本目標.....	44
4 施策の体系.....	45
第5章 対象・分野別の支援施策の展開	49
基本目標1 ライフステージにあわせて、こどもがいきいきと、健やかに成長できる環境づくり	49
基本目標2 安心・安全にこどもを産み育てられる環境づくり.....	55
基本目標3 こどもと子育て家庭を地域で支える環境づくり.....	69
基本目標4 さまざまな環境や事情を抱えるこどもと子育て家庭を支える環境づくり.....	75
第6章 子ども・子育て支援事業の展開	85
1 教育・保育提供区域.....	85
2 将来のこどもの人口の見通し.....	85
3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策.....	86
4 乳児等通園支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策.....	90
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策.....	91

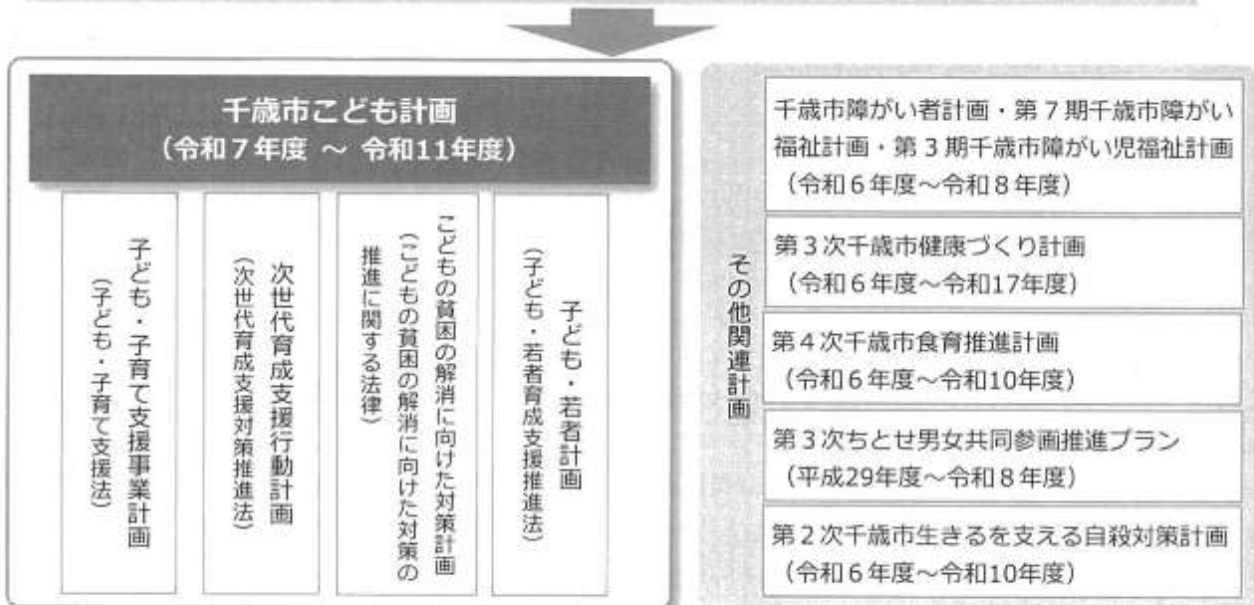
3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項及び第5項に基づき、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」を一体で策定する「市町村こども計画」として位置付けます。

国から示された「こども大綱」、子ども・子育て支援法第60条に基づく基本指針に基づき、国際目標のSDGsの理念を踏まえ、千歳市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、千歳市第7期総合計画や関連する個別計画と整合する計画とします。

千歳市第7期総合計画（令和3年度～令和12年度）

第5期千歳市地域福祉計画（令和7年度～令和11年度）



■SDGs との関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟国193か国が2016年から2030年までの15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

本計画は、SDGsの達成に向けた取組を推進していきます。



4 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画は、産まれる前から乳幼児期を経て青年期を迎える、概ね18歳までのこどもとその家庭を対象とします。また、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせて柔軟に対応します。

(2) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
					<div style="text-align: center;"> 千歳市こども計画 第3期千歳市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 こどもの貧困の解消に向けた対策計画 子ども・若者計画 </div>				
				第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画					
				次世代育成支援行動計画					
				こどもの貧困対策計画					

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

こども・子育て支援に関するサービスの利用実態などを把握し、その量的及び質的なニーズを把握するため、千歳市内に居住する就学前のこども及び小学生がいる世帯を対象に「千歳市子ども・子育て支援アンケート調査」（令和5年12月～令和6年1月実施）（以下「アンケート調査」といいます。）を実施しました。

結果概要については、「千歳市の子育て施策に対する市民の評価（アンケート結果）」をご覧ください。（29ページ）

(2) こども・若者からの意見聴取

こども基本法第11条で、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者などの意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられていることから、千歳市内の小学生、中学生、高校生、大学生から意見聴取を行いました。

結果概要については、「こども・若者からの意見聴取の結果」をご覧ください。（114ページ）

(3) パブリックコメントの実施（令和6年12月20日～令和7年1月19日実施）

千歳市のホームページなどで計画素案を市民のみなさまに公表し、ご意見をいただき、本計画へ反映させるためにパブリックコメントを実施しました。また、こども・若者からの意見聴取の一環として、こども用パブリックコメントを併せて実施しました。

意見募集期間	令和6年12月20日（金）～令和7年1月19日（日）	
意見の件数	23件（提出者27人）	
意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	○件
	② 既に案に盛り込んでいるもの	○件
	③ 今後の参考とするもの	○件
	④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	○件

(4) 千歳市こども計画策定に係る庁内検討会議

本計画の策定に関する調査・検討、子ども・子育て会議に諮る事項の検討を行い、計画素案作成などを行うため、庁内関係部署の所属長などで構成する庁内検討会議を設置し、審議を行いました。

(5) 千歳市子ども・子育て会議

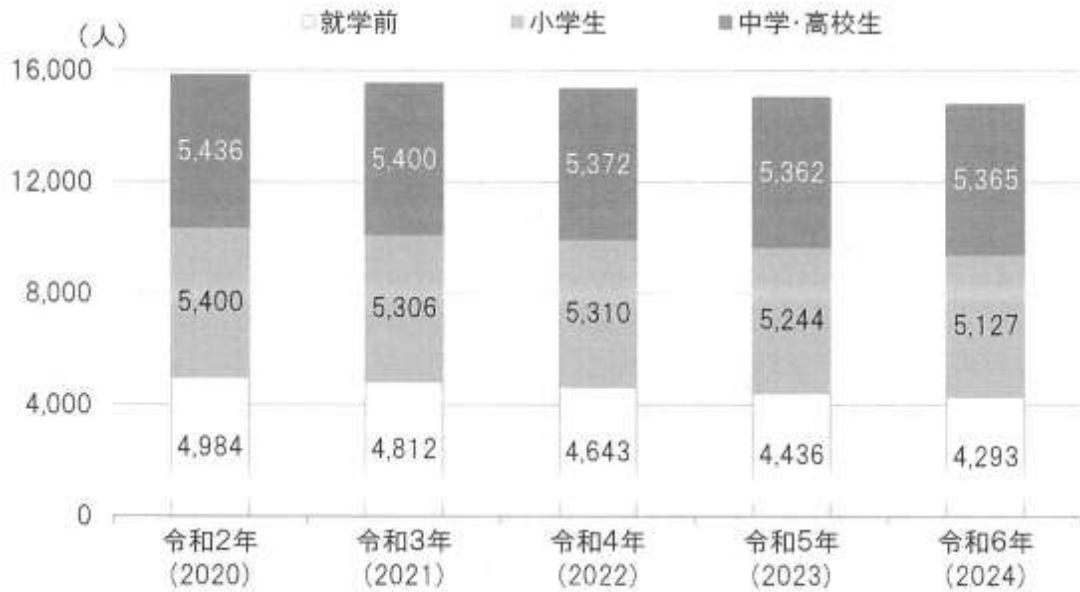
子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて、こどもの保護者を含む子育て支援当事者などの意見を聴くため、「千歳市子ども・子育て会議」において審議を行いました。(令和7年3月までに計〇回の会議を開催)

同会議は、こどもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成されています。

(6) 千歳市保健福祉調査研究委員会

本計画は千歳市第7期総合計画をはじめ、関連する個別計画と整合する計画とするため、保健福祉の推進に当たり、総合的に調査・研究を行うための千歳市保健福祉調査研究委員会においても審議を行いました。

児童人口（内訳）の推移

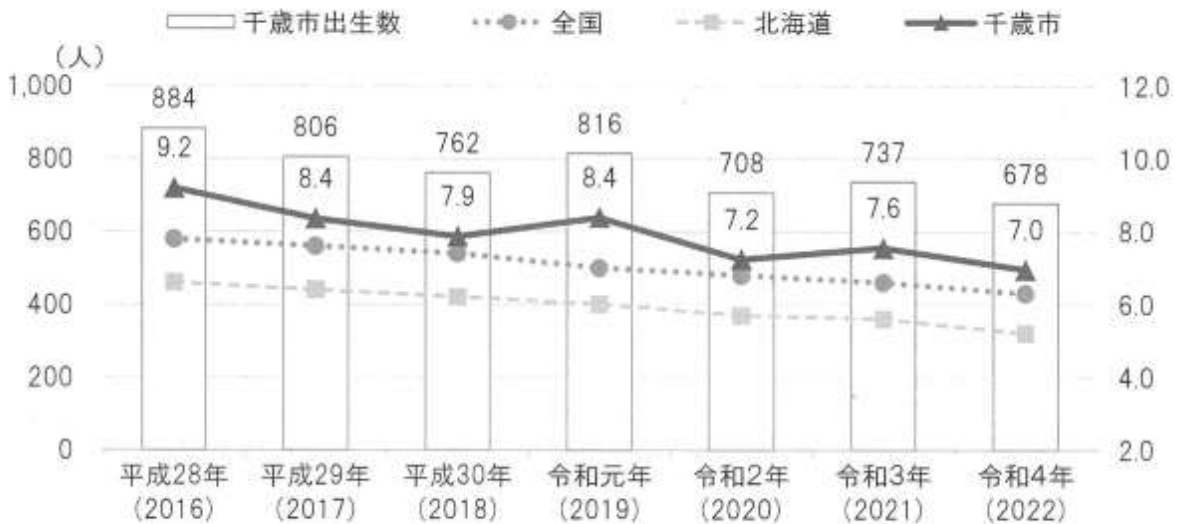


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 出生数・出生率

千歳市の出生数は低下傾向にあり、出生率（人口千人当たりの出生児数）についても、全国・北海道水準と比較すると上回っていますが、直近では低下傾向にあります。

出生数及び出生率の推移



資料：人口動態調査、千歳市資料

③ 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、一人の女性が一生のうちに産むこどもの平均の数ですが、千歳市の合計特殊出生率は、北海道水準を上回って推移しているものの、直近では低下傾向となっており、千歳市においても少子化が進んでいる状況にあります。

合計特殊出生率の推移



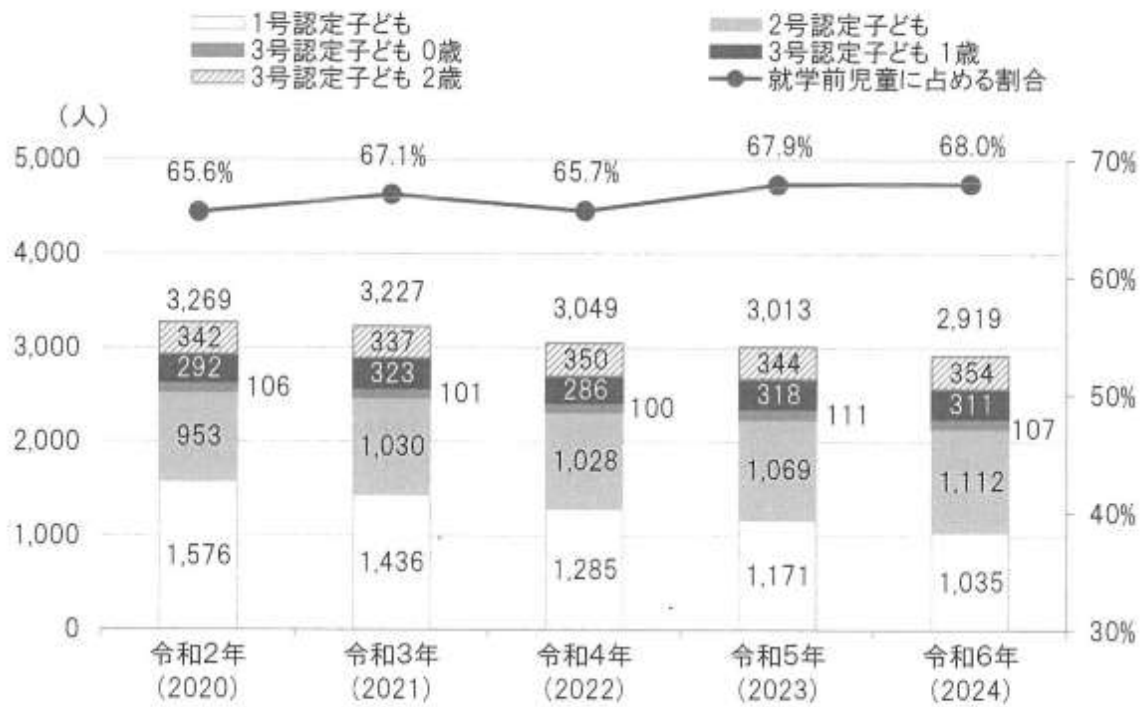
資料：人口動態調査、千歳市資料

(4) 教育・保育利用の現状

令和6年（2024年）には就学前児童のうち68.0%が利用している状況にあります。

利用者実数を認定区別にみると、1号認定子どもは減少を続け、令和6年（2024年）には1,035人となっています。2号認定子どもは増加傾向にあり、令和6年（2024年）には1,112人となっています。3号認定子どもは減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）以降増加し、令和6年（2024年）には772人（0歳107人、1歳311人、2歳354人）となっています。

就学前児童の教育・保育利用人数の推移



資料：千歳市資料（各年4月1日現在）

(2) 教育・保育の利用実績と定員確保状況

第2期計画における教育・保育等の整備に関する実施状況については、次のとおりです。

① 1号認定

利用者数を十分に満たす利用定員を確保しました。

(人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,576	1,436	1,285	1,171	1,035
利用定員	1,900	1,770	1,665	1,488	1,336

※各年度4月1日現在

② 2号認定

幼稚園の認定こども園への移行や、既存施設での利用定員の拡大などにより、利用者数に応じた利用定員の確保に努めました。

(人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	953	1,030	1,028	1,069	1,112
利用定員	945	1,011	1,033	1,050	1,101

※各年度4月1日現在

③ 3号認定

既存施設での利用定員の拡大などにより、第2期計画で定める利用定員の確保に努めました。

(人)

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
利用者数	106	634	101	660	100	636	111	662	107	665
利用定員	158	665	159	673	159	684	161	672	163	708

※各年度4月1日現在

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保状況

第2期計画における幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保状況については、次のとおりです。

総括					
教育・保育の一体的な提供に当たっては、質の高い教育・保育を継続的に提供でき、地域における子育て支援を併せて展開することができる「認定こども園」の普及促進に取り組みました。					
項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園の施設数	箇所	15	18	18	20

(5) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の状況

第2期計画における「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の状況については、次のとおりです。

総括					
児童館が整備されていない地域のうち、地域の方々の支援や場所などが整った学校において、教育委員会が所管する「放課後子ども教室」を開設しました。					
項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後子ども教室の実施箇所数	箇所	0	0	2	2

(6) 指標を掲げた個別施策の達成状況

第2期計画における具体的施策の達成状況を把握するため、次の18事業において指標（目標数値等）を定めており、達成状況は次のとおりです。

具体的施策	指標	到達目標	達成状況
基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実			
基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上			
青少年の多様な体験活動機会の充実	参加者の満足度	95%以上	98%
基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実			
基本施策(1) 子育て支援サービスの充実			
ちとせ子育て特典カード事業の推進	協賛店舗数	120店舗	120店舗
特定教育・保育施設の充実	待機児童数	0人	0人
認定こども園化の促進	認定こども園施設数	17か所	20か所

4 施策の体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
全ての子どもが輝き、子育て家庭が子育ての喜びを実感できるまち	視点：1 子どもが自分らしく健やかに成長するため切れ目なく支える視点	1 ライフステージにあわせて、子どもがいきいきと、健やかに成長できる環境づくり	(1) 学校の教育環境等の充実 (2) こどもの心身の健康づくりの支援の充実 (3) こどもの居場所、体験機会の充実 (4) 学校・家庭・地域が一体で子どもを育てる体制の充実 (5) こどもの権利を守るための環境づくり (6) 若者の可能性の伸展を後押しする体制の充実
	視点：2 子どもを産み育てることに安心と喜びを実感できるよう切れ目なく支える視点	2 安心・安全に子どもを産み育てられる環境づくり	(1) 教育・保育環境の充実 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 母子ともに健康診査や医療を受けやすい体制の充実 (4) 仕事と子育ての両立を支援する環境づくり (5) 全ての子育て家庭への経済的支援の充実 (6) 安全で子育てしやすい生活環境の整備
	視点：3 こどもと子育て家庭を地域で支える視点	3 こどもと子育て家庭を地域で支える環境づくり	(1) 出産・子育てを地域で応援する環境づくり (2) 地域での連携・世代間交流・情報発信の充実 (3) こどもと子育て家庭を地域で支える環境づくり
	視点：4 子どもが等しく将来に希望を持てるように支える視点	4 さまざまな環境や事情を抱えるこどもと子育て家庭を支える環境づくり	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 心のケアを必要とするこどもへの支援の充実 (3) ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の充実 (4) 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実

第5章 対象・分野別の支援施策の展開

基本目標1 ライフステージにあわせて、こどもがいきいきと、健やかに成長できる環境づくり



基本施策	具体的施策	掲載頁	所管課
(1)学校の教育環境等の充実	① 個性を活かし能力を育む教育の推進	50	学校教育課（教委）
	② 情報化や国際化に対応した教育の推進	50	学校教育課（教委）
	③ 心の教育の推進	50	学校教育課（教委）
	④ 地域とともにある学校づくりの推進	50	学校教育課（教委）
	⑤ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進	51	こども政策課・学校教育課（教委）
	⑥ 小学校男女共同参画学習の推進	51	市民生活課
(2)こどもの心身の健康づくりの支援の充実	① スポーツ活動の推進	51	スポーツ振興課
	② 食育の推進	51	健康づくり課・母子保健課・認定こども園
	③ 思春期保健の推進	51	母子保健課
	④ 性教育の推進	51	学校教育課（教委）
	⑤ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	51	学校教育課（教委）
	⑥ こころの健康の推進	52	健康づくり課
(3)こどもの居場所、体験機会の充実	① 青少年の多様な体験活動機会の充実	52	生涯学習課（教委）
	② 学童クラブ事業の推進	52	子育て総合支援センター
	③ 児童館事業の推進	52	子育て総合支援センター
	④ 「ランドセル来館」事業の推進	52	子育て総合支援センター
	⑤ 「放課後子ども教室」の推進	52	生涯学習課（教委）
	⑥ 「中高生タイム」の推進	52	子育て総合支援センター
	⑦ 学校体育施設の活用	52	スポーツ振興課
	⑧ こども食堂応援事業の推進	53	こども家庭課
(4)学校・家庭・地域が一体でこどもを育てる体制の充実	① 家庭教育に関する多様な学習機会の提供	53	生涯学習課（教委）
	② 子育て出前講座の開催	53	母子保健課・こども家庭課・子育て総合支援センターほか
	③ 地域学校協働活動推進事業の実施	53	生涯学習課（教委）
	④ こどもを取り巻く有害環境対策の推進	53	青少年課（教委）
	⑤ 読書環境の整備	53	文化施設課（教委）
(5)こどもの権利を守るための環境づくり	① こどもの権利を守るための環境づくり	54	市民生活課
(6)若者の可能性の伸展を後押しする体制の充実	① 若年者向け就労支援の実施	54	商業労働課
	② 若者の自殺予防対策の推進	54	健康づくり課
	③ 奨学金制度の充実	54	企画総務課（教委）

⑤ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進

小学校において、1年生の学級で入学後の落ち着かない状態がいつまでも続く、いわゆる「小1プロブレム」の問題に対応するため、小学校教諭と保育教諭などとの懇談会や見学会の開催など、こどもの成長に関する情報を共有し、指導のあり方についての共通理解を深めるほか、教育・保育施設に通うこどもが小学校を見学するなど、未就学のこどもと小学生との交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に就学できるよう取組を進めるなど、連続性のある教育活動の充実を図ります。

⑥ 小学校男女共同参画学習の推進

男女共同参画学習資料を標語コンクールの募集時に配布することにより、効果的に意識啓発を図ることができるため、今後も継続して実施します。

(2) こどもの心身の健康づくりの支援の充実

① スポーツ活動の推進

指導者や団体の育成に努めるとともに、各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催することにより、こどもから大人まで楽しめるスポーツ活動を推進します。

② 食育の推進

食育に関する知識の習得や活動への関心を高めるため、ライフステージごとに関係機関と連携協力し、幼児や小学生を対象にした調理体験教室、食農体験、食育パネル展や講演会などを実施します。

③ 思春期保健の推進

思春期の健康の保持増進に向け、学校と連携した体制の下、今後も出前講座や健康教育を実施し、予期しない妊娠や性感染症、生活習慣病予防についての健康教育や肥満に関する普及啓発を実施します。

④ 性教育の推進

児童生徒の発達段階に応じて、性教育に関する正しい知識を身に付けるため、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じた性教育を進めます。

⑤ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

児童生徒が薬物被害等に関する正しい知識や規範意識を身に付けるため、小学校5、6年生や中学校の保健や特別活動などの授業において、関係機関と連携して薬物乱用防止教室を開催することなどにより薬物乱用防止教育を進めます。

基本目標2 安心・安全に子どもを産み育てられる環境づくり



基本施策	具体的施策	掲載頁	所管課
(1)教育・保育環境の充実	① 特定教育・保育施設の充実	57	子ども政策課
	② 認定子ども園への移行推進	57	子ども政策課
	③ 認可外保育施設の保育の質の確保	57	子ども政策課
	④ 市立認可外保育所の運営	57	子ども政策課
	⑤ 保育士等確保方策の推進	57	子ども政策課
	⑥ 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施	58	子ども政策課
	⑦ 教育・保育施設における ICT 化の推進	58	子ども政策課
	⑧ 安心・安全な保育環境の整備	58	子ども政策課
(2)子育て支援サービスの充実	① 地域子育て支援拠点事業の充実	58	子育て総合支援センター
	② 一時預かり事業の充実	59	子ども政策課
	③ ファミリーサポートセンター事業の推進	59	子ども政策課
	④ 緊急サポートネットワーク事業の充実	59	子ども政策課
	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進	59	子ども政策課
	⑥ ちとせ子育て特典カード事業の推進	59	子ども政策課
	⑦ 産後ケア事業の充実	59	母子保健課
	⑧ 新生児・産婦訪問事業の充実	60	母子保健課
	⑨ 5歳児相談の実施	60	母子保健課
	⑩ 妊婦・子どもネウボラの充実	60	母子保健課
	⑪ 養育支援訪問など育児支援の充実	60	母子保健課
	⑫ 「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進	60	子育て総合支援センター
	⑬ 「まますサポート(訪問型子育て支援)」の推進	60	子育て総合支援センター
	⑭ 妊婦のための支援給付事業・妊婦等包括支援事業(ちとせ出産・子育て応援事業)の実施	61	母子保健課
	⑮ 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)の実施	61	子ども政策課
(3)母子ともに健康診査や医療を受けやすい体制の充実	① 妊婦健康診査・産婦健康診査事業の充実	61	母子保健課
	② 助産施設制度の実施	61	子ども家庭課
	③ 乳幼児健康診査事業と事後支援の充実	62	母子保健課
	④ 妊産婦・乳幼児の栄養相談・健康教育の充実	62	母子保健課
	⑤ むし歯予防対策の推進	62	母子保健課・学校教育課(教委)
	⑥ 健康診査(さわやか健診・子宮頸がん検診・乳がん検診)事業の充実	62	市民健康課
	⑦ 救急医療体制の充実	63	救急医療課・健康づくり課
	⑧ 予防接種事業の充実	63	母子保健課
	⑨ 子ども医療費助成事業の実施	63	国保医療課
	⑩ 1か月児健康診査の費用助成の実施	63	母子保健課

(1) 教育・保育環境の充実

① 特定教育・保育施設の充実

千歳市の保育ニーズは、女性の就業率の上昇などにより、依然として増加傾向にあることから、既存の特定教育・保育施設や地域型保育事業所において計画的に保育定員の確保を図るとともに、幼稚園の認定こども園への移行などにより、2号認定・3号認定子どもの定員枠の拡大を図ります。また、長期的な保育ニーズの見通しを勘案した上で、新たな認定こども園の整備が必要と判断した場合には、民間事業者に対して、国の施設整備に関する補助事業を活用した財政支援を行うことも検討します。

② 認定こども園への移行推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供を図るほか、増加傾向が続いている保育ニーズに対応するため、今後も保育所及び幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

③ 認可外保育施設の保育の質の確保

北海道と連携して、認可外保育施設における保育の質の確保・向上に引き続き努めます。

④ 市立認可外保育所の運営

千歳市の認可外保育所は、地域の実情に応じて、1日の開所時間などを他の教育・保育施設とは異なる内容により設定していることから、今後も保護者や地域の意向を尊重しながら運営することを基本としつつ、地域の保育ニーズの変化に合わせた市立認可外保育所としてのあり方について検討します。

⑤ 保育士等確保方策の推進

無料職業紹介所として令和2年10月に開設した千歳市保育士就職相談窓口「ちーマインダー」を通じ、令和5年度までに延べ68人が千歳市内の教育・保育施設に就職しており、着実に成果を上げています。引き続き、就労希望者と千歳市内の教育・保育施設との丁寧なマッチングに努めます。また、保育所などに通っていない満3歳未満のこどもへの支援を強化するための国の給付制度（こども誰でも通園制度）が令和8年度に新たに創設されることから、より一層、保育士確保を推進していく必要があるため、令和3年度から実施している「保育士リクルートバスツアー」の実施回数の拡充や令和5年度に千歳市に開校した小田原短期大学保育学科通信教育課程「千歳スクール」と連携した取組を進めるほか、国の補助事業を活用した新たな確保方策についても検討します。

⑥ 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施

教育・保育従事者や子育て支援に関わる方々を対象とした講演会形式での研修を開催するほか、個々の関心に合わせて幅広い單元の中から講座を選択可能なオンライン研修も併せて実施することで、教育・保育に対する資質向上を図るための機会を広く提供していきます。また、恵庭市との連携推進の一環として、保育士などを対象とした研修の参加・情報共有を行っており、引き続き、保育士などの資質向上に効果的な取組を推進します。

⑦ 教育・保育施設におけるICT化の推進

国では、認定こども園などの子育て関連施設の事務負担の軽減を図るため、子ども・子育て分野におけるICT化を推進しています。

千歳市では、民間の認定こども園などが、保育士の業務負担軽減を図るため、保育業務に係るICTシステムの導入費用に対して、国の補助事業を活用した財政支援を行うなど、千歳市内の教育・保育施設における業務のICT化を推進します。

⑧ 安心・安全な保育環境の整備

安心・安全な保育環境の提供の観点においては、近年は特に夏季の猛暑の影響による事故が全国で発生しており、留意する必要があります。

千歳市の教育・保育施設では、夏季の熱中症対策として効果的な冷房設備が未整備の施設が複数あったことから、各施設が冷房設備を整備する際の費用に対して財政支援を行うことで、保育室や遊戯室など、こどもが特に利用する居室については、千歳市内の全ての施設で冷房設備が整備されました。また、令和4年9月に静岡県で発生した送迎用バスでの園児置き去り事故を受け、令和5年4月から送迎用バス安全装置の設置が義務化されたことから、千歳市内で送迎用バスを運行する教育・保育施設が安全装置を設置する際の費用に対して財政支援を行い、安心・安全な保育環境を整備しました。

引き続き、安心・安全な保育環境の整備を推進します。

(2) 子育て支援サービスの充実

① 地域子育て支援拠点事業の充実

地域における子育て機能の低下や子育ての孤立感・不安感の解消を図るため、地域子育て支援拠点である子育て支援センター（3か所）において、子育て中の親子の交流などを促進し、こどもの健やかな育ちを支援するほか、児童館（9か所）で連携型地域子育て支援拠点事業を実施し、身近な地域での子育て支援の充実を図ります。また、平日に子育て支援センターを利用できない方のために、土曜日や休日開館日（日曜日）における事業の拡充を検討するほか、父親向けの行事の充実を図るなど、利用ニーズに合わせた支援を展開します。

② 一時預かり事業の充実

保護者の就労や入院、出産、育児疲れの解消など、緊急・一時的な保育を必要とするニーズに応えるため、引き続き、認定こども園で実施する一時預かり事業（一般型）のほか、1号認定子どもの一時預かり事業（幼稚園型）の実施を継続します。また、地域のより身近な場所で安心してこどもを預けられるよう、実施施設数のさらなる拡充を推進します。

③ ファミリー・サポート・センター事業の推進

一時預かり保育や学童クラブなどでカバーしきれないケースに応じたサービスとして、広く活用されていることから、今後も提供会員の拡大や子育て支援センターなどでの受付、ひとり親家庭への利用料の軽減の検討など、利便性の向上に努めます。

④ 緊急サポートネットワーク事業の充実

こどもの発病で認定こども園などに預けられない時や保護者の急な出張など、緊急時の宿泊の預かりにも対応しています。引き続き、提供会員の拡大や緊急対応としての専門的な研修の充実に努めます。

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の推進

家庭児童相談業務や関係機関との連携の中で、育児疲れや保護者の病気、就労などにより一時的にこどもの養育が困難となった家庭にショートステイの活用を勧めるほか、広報活動による事業の普及を図ります。

⑥ ちとせ子育て特典カード事業の推進

千歳市内の店舗や施設の協力を得て、子育て家庭や妊婦のいる世帯に対して商品割引などの特典サービスを提供することにより、地域全体で子育てを応援していく機運の醸成を図っており、引き続き、新規出店などの情報収集を行い、協賛店舗数の増加に努めます。

⑦ 産後ケア事業の充実

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。

現在、産後ケア事業においては、デイサービス型と訪問型を実施しており、デイサービス型は生後4か月未満、訪問型は生後1歳未満までを対象とし、千歳市内の助産院などでケアを実施しています。産後の母子への支援拡充により、より安心して子育てができるよう、デイサービス型の対象年齢の拡充や産後ケア事業所の増加、宿泊型の実施に向けた検討など、産後ケアが必要な方がより利用しやすい体制整備を実施します。

⑭ 妊婦のための支援給付事業（ちとせ出産・子育て応援事業）の実施

妊娠期から出産・子育て期にかけての切れ目のない伴走型支援と、経済的支援を一体的に実施します。

専門職が妊娠・出産・子育てへの見通しを立てた面談を実施し、妊婦や子育て家庭の不安を軽減するほか、妊娠8か月頃には、相談のための問診票にて必要な情報提供や相談に応じます。また、経済的支援として、妊娠届出時に妊婦に対して5万円、妊娠9か月以降に子ども一人当たり5万円を給付します。

⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設されます。

本制度は令和8年度から全国の全ての自治体で実施されますが、アンケート調査の結果では、対象家庭（0歳6か月から満3歳未満で教育・保育施設に通っていない子どもがいる家庭）のうち、50%余りが利用を希望するなど、関心の高さが伺えたことから、希望する子育て家庭が全員利用できるように提供体制を確保します。

なお、本格実施前の令和7年度に限っては、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられることから、千歳市でも実際の利用ニーズや運営上の課題などを明らかとするため、令和7年度の早期における先行実施を念頭に体制整備に努めます。

（3）母子ともに健康診査や医療を受けやすい体制の充実

① 妊婦健康診査・産婦健康診査事業の充実

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期に発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も継続した事業の実施に努めるとともに、費用助成の在り方について検討します。

産婦健康診査を実施することで、産後うつ病をはじめとする疾病などの早期発見や早期治療など、産後の初期段階における母子に対して早期の支援が可能になることから、実施医療機関との連携強化に努め、今後も効果的な事業の実施に努めます。

② 助産施設制度の実施

経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が、市立千歳市民病院などの助産施設で助産を受けることにより、安心して出産できるよう、引き続き、関係機関との連携を図り、周知に努めます。

⑪ 新生児聴覚検査の費用助成の実施

先天性難聴の早期発見、早期療育を図るため、出生してから退院するまでの間に実施する新生児聴覚検査の費用を助成します。

母子手帳交付時に受診票を交付し、北海道が定める「新生児聴覚検査実施要綱」に基づき、北海道全域の医療機関で使用することができるほか、道外の医療機関で新生児聴覚検査を受けた場合は、償還払いとして助成（上限7,700円）を行います。

⑫ 妊婦歯科健康診査の費用助成の実施

妊娠中のむし歯や歯周病は、早産や低出生体重児のリスクが高くなり、妊娠中の口腔ケアが、産まれてくる乳幼児のむし歯のリスクを減らすことにもつながることから、妊婦の歯科健診受診を推進するため、妊娠中の歯科健診受診の費用を助成（1回）します。

⑬ 初回産科受診料の費用助成の実施

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、妊婦への必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用）を助成します。

住民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の妊婦で、医療機関と千歳市との情報共有に同意する方を対象とし、償還払いで妊娠判定時の受診料を助成（上限10,000円）するとともに、必要時に医療機関などと連携し、保健師などによるサポートを行います。

（4）仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

① 延長保育事業の実施

就労する母親が増加傾向にあり、子育てと仕事の両立のため、今後も利用ニーズが高まっていくことが想定されることから、引き続き、全施設での実施を継続していきます。

② 病児・病後児保育事業の充実

「こども未来戦略」において、「病児保育事業の拡充」が明記されたことも踏まえ、こどもの病気発症時、病気回復期に看護と保育サービスを一体で提供する病児・病後児保育を引き続き実施することにより、こどもが病気の際でも安心して働ける体制を確保します。

③ 休日保育事業の充実

保護者の就労形態の多様化に伴う休日における保育のニーズに引き続き対応するため、千歳市独自の軽減策などによる休日保育事業の利用料の無償化を継続することで、引き続き、保護者負担の軽減を図ります。

④ 夜間保育所への支援

現行の実施施設は、教育・保育給付の対象になっていないことから、保護者の夜間保育のニーズも踏まえ、今後も千歳市独自の補助事業を継続します。

⑤ 事業所内保育所への支援

自社の従業員のこども以外の地域のこどもの受け入れを行う場合（定員に地域枠を設ける場合）には、地域型保育給付を受けることとなりますが、地域のこどもを受け入れるための施設及び職員等の体制が確保できないなど、当該給付を受けることが困難な事業者に対しては、引き続き、補助を実施します。

⑥ 仕事と子育ての両立支援に関する情報提供

仕事と子育てが両立しやすい職場環境の整備を支援するため、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、両立支援に関する取組や各種助成制度等について、関係機関との連携による周知・啓発を引き続き実施していきます。また、こどもの急な病気で保育所に預けられない時や保護者の急な仕事の対応で保育所にこどもを迎えに行けなくなった時などに、一時的に利用可能な子育て支援事業が千歳市にはありますが、アンケート調査の結果から、これらの事業の認知度が低く利用が進んでいないことが伺えたため、令和6年10月に導入した「ちとせ子育てアプリ」と連携した情報発信を検討するなど、周知方法を工夫し、仕事と子育ての両立に資する情報が子育て家庭に広く届くよう努めます。

⑦ 男女共同参画社会の推進

様々な分野における協力と責任分担のもと、男女共同参画意識の啓発のため、「第3次ちとせ男女共同参画推進プラン」に基づき、セミナーなどを開催します。

⑧ 男性の育児参加の促進

これから父親となる男性向けに、妊娠からこどもの小学校入学までの必要情報などをまとめた「父子健康手帳」を発行し、母子健康手帳と併せて配布するほか、新たな取組として、千歳市内の高校生から聴取した、育児休業を取得する男性に向けたメッセージを父子健康手帳と併せて配布することで、男性の育児休業の取得を後押しします。また、これから父親となる方も含めた父親の育児講座の開催や父親同士の交流イベントを実施するとともに、企業向けの講座などを開催し、子育てにやさしいまちづくりへの機運の醸成を図ります。

(5) 全ての子育て家庭への経済的支援の充実

① 児童手当制度の実施

高校修了前までの児童を養育する保護者などに対し、国が定める額により児童手当を支給しており、今後も国の制度改正などの動向を注視しながら、制度の周知や申請手続などの事務処理の円滑化に努めます。

② 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、3歳から5歳までの全てのこどもの利用料が無償となりましたが、3歳未満のこどもについては、住民税課税世帯のこどもは無償化の対象とならないことから、市民税の所得割額が16万9千円未満の世帯の第2子以降の利用料を無償としているほか、住民税非課税世帯のこどもの利用料を無償としており、今後も事業を継続し負担軽減に努めます。

③ 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入事業の実施

就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、保護者の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業を実施します。

④ 特定教育・保育施設等が徴収する副食費の助成事業の実施

小中学生の保護者に対する「就学援助制度」の実施と同様に、就学前の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合に、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、施設などに対して保護者が支払うべき給食費（副食費）を助成する事業を引き続き実施します。

⑤ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3歳未満のこども1人につき有料ごみ袋（燃やせるごみ用袋20リットル）100枚を対象世帯に全戸配布しており、今後も子育て家庭への支援の一環として、配布方法の見直しを検討しながら、継続して事業を実施します。

⑥ 不妊治療費（先進医療）・不育症治療費の費用助成の実施

こどもを望む夫婦の経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的とし、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施されることがある「先進医療」に要する医療費と交通費の一部助成を実施します。

助成額は、医療費の10分の7の額（上限35,000円）を通算6回（又は3回）まで助成し、また、交通費は片道25kmを超える距離に対して、距離区分に応じた上限基準額の3分の2を助成します。

基本目標 4 さまざまな環境や事情を抱える子どもと子育て 家庭を支える環境づくり



基本施策	具体的施策	掲載頁	所管課
(1)児童虐待防止対策の充実	① 「こども家庭センター」の運用	76	こども家庭課
	② 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携	76	こども家庭課
	③ 「おやおや安心サポートシステム」の推進	76	こども家庭課
	④ 「子育てスキルアップ講座」の実施	76	こども家庭課
	⑤ 訪問支援員派遣による児童虐待防止の推進	76	こども家庭課
	⑥ 虐待予防母子保健の充実	76	母子保健課
	⑦ 児童虐待対応マニュアルなどの作成・配布による普及啓発	77	こども家庭課
(2)心のケアを必要とする子どもへの支援の充実	① 教育相談の充実	77	青少年課（教委）
	② 学校適応指導教室「おあしす」の充実	77	青少年課（教委）
	③ 里親制度の普及	77	こども家庭課
(3)ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の充実	① 母子・父子自立支援員による相談体制の充実	77	こども家庭課
	② 母子家庭等日常生活支援事業の実施	77	こども家庭課
	③ 児童扶養手当制度の実施	78	こども家庭課
	④ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施	78	国保医療課
	⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進	78	こども家庭課
	⑥ 学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」の実施	78	福祉課
(4)特別な配慮を要する子どもへの支援の充実	① 巡回支援事業「こども相談みにくる」の実施	78	児童発達支援センター
	② 千歳市児童発達支援センターの機能強化	79	児童発達支援センター
	③ 教育・保育施設等における特別な配慮が必要な子どもの受け入れに対する支援	79	こども政策課
	④ 幼稚園における特別支援教育の促進	79	こども政策課
	⑤ 小学校及び中学校における特別支援教育・交流及び共同学習の充実	79	学校教育課（教委）
	⑥ 学童クラブにおける特別な配慮が必要な子どもの受け入れに対する支援	79	子育て総合支援センター
	⑦ 特別児童扶養手当等制度の実施	80	こども家庭課・障がい者支援課
	⑧ 重度心身障害者医療費助成事業の実施	80	国保医療課
	⑨ 障がい児の生活支援の充実	80	障がい者支援課
	⑩ 就学援助制度の実施	80	学校教育課（教委）
	⑪ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援	80	児童発達支援センター
	⑫ 障害児通所支援等提供体制の確保	81	児童発達支援センター
	⑬ ヤングケアラーへの支援体制の充実	81	こども家庭課

② 千歳市児童発達支援センターの機能強化

児童福祉法の改正（令和6年4月）により児童発達支援センターの機能強化が求められていることから、「千歳市児童発達支援センター」が地域の障がい児支援体制の中核機関として十分な役割を担えるよう支援体制の強化と中核機関に求められる4つの機能^{*}の充実を図り、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）の提供だけに留まらないさらなる幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援、地域支援に取り組みます。

特に、発達相談部門である「こども発達相談室はぐ」では、「気づき」の段階を含めた多様な発達や障がいに関する相談ニーズに速やかに対応するため支援体制を強化し、支援内容の充実を図ります。

※中核機関に求められる4つの機能…①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

③ 教育・保育施設等における特別な配慮が必要なこどもの受け入れに対する支援

子ども・子育て支援法では、全てのこどもに質の高い教育・保育を提供することを市町村の責務としていることから、障がいのあるこどもや外国籍のこどもなど特別な配慮が必要なこどもについても、教育・保育施設などで受け入れを進めていく必要があります。

今後も特別支援保育事業などを引き続き実施し、対象施設の拡充を図るなど、障がいのあるこどもの受け入れを推進するほか、外国籍のこどもが教育・保育施設などを円滑に利用できるように受入体制の整備を推進します。

④ 幼稚園における特別支援教育の促進

特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、引き続き、幼稚園に対する補助事業を実施し、適切な教育環境の整備を促進します。

⑤ 小学校及び中学校における特別支援教育・交流及び共同学習の充実

対象児童生徒数の増加に対応した特別支援学級配置の検討を行うほか、研修などによる教職員の知識、技能の向上を目指し、個別の教育的ニーズに応じた指導体制の充実に努めます。

⑥ 学童クラブにおける特別な配慮が必要なこどもの受け入れに対する支援

各種研修などを通じて特性や発達状況に合わせた対応ができるよう職員の資質の向上を図るほか、巡回支援事業「こども相談みにくる」や学校等関係機関、障害児通所支援事業所等との連携を強化します。

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み及び今後の確保方策について

■ 量の見込みの算出

第2期計画における就学前児童数に対する教育・保育利用率の推移を勘案した上で、令和7年度からの教育・保育利用率を推計し、認定区分ごとの対象児童数（推計値）に乗じることで、計画期間における量の見込みを算出しました。

なお、保育ニーズについては、第2期計画における利用率や、就労する母親が増加傾向にある現状を鑑み推計した結果、計画最終年度である令和11年度の量の見込みは2,145人となり、現行（令和6年度）の保育利用定員に対して200人の不足が見込まれることから、不足定員の確保に向けた方策を講じる必要があります。

【保育の量の見込みの推計（計画最終年度）】

(人)

令和11年度 (①)	令和6年度の保育利用定員 (②) (2号・3号)	不足数 (②-①)
2,145	1,945	▲200

【教育・保育給付認定区分】

認定区分	給付の種類	給付を受ける施設等
1号認定子ども 満3歳以上の就学前のこどもで、教育を希望する場合	施設型給付	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の就学前のこどもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	施設型給付	保育所
		認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満のこどもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	施設型給付	保育所
		認定こども園

■ 確保方策の基本的な考え方

本計画期間全体の中で量の見込みに対応した定員を確保することを基本としつつ、国及び千歳市のこども施策に係る動向の変化などにより、実際の教育・保育ニーズが、本計画で定める量の見込みと比較して大きく変動した場合には、子ども・子育て支援法に規定される自治体の責務を鑑み、実際の教育・保育ニーズに応じた提供体制の確保に努めることとし、具体的には次に掲げる①から③までの方策によることとします。

《子ども・子育て支援法》
 (市町村の責務)
 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 一・二 ~略~
 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。



① 既存施設の活用

既存施設の改修(修繕、増改築など)、既存施設の認定こども園への移行など、可能な限り既存の施設を活用して提供体制を確保します。

② 地域型保育事業所の新設

民間事業者が行う「小規模保育事業所」又は「事業所内保育事業所」の整備による提供体制の確保を検討します。

③ 認定こども園の新設(既存施設の老朽化に伴う建替など)

既存施設の老朽化等に伴う新築建替(移転)などにより、利用定員の拡大を検討します。

なお、新築建替は事業者の負担が大きいことを鑑み、国の財源を活用した千歳市の財政支援についても検討します。

4 乳児等通園支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 乳児等通園支援事業の量の見込み及び今後の確保方策について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、現行の教育・保育給付に加え、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満までのこどもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟な利用が可能な「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が新たに創設され、令和8年度から給付化（令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業として位置付け）されます。

市町村は、教育・保育給付と同様に、子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援事業に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、次のとおり設定することとします。

■ 量の見込みの算出

国から示されている必要整備量の算出方法及びアンケート調査結果における保護者の利用意向を勘案し、乳児等通園支援事業の量の見込みを算出しました。

■ 確保方策の基本的な考え方

量の見込みに対応した定員を確保することを基本としつつ、実際の保護者ニーズが、本計画で定める量の見込みと比較して大きく変動した場合には、教育・保育と同様に、実際の保護者ニーズに応じた提供体制の確保に努めることとします。

なお、提供方法については、保育所などの利用定員とは別に定員設定を行う方法（一般型）と保育所などの利用定員の範囲内でこどもを受け入れる方法（余裕活用型）がありますが、具体的な方法については、乳児等通園支援事業を行う千歳市内の各教育・保育施設において、職員体制などを勘案して設定するものとします。

(2) 量の見込み及び確保方策

■ 量の見込み及び確保方策

量の見込みの算出及び確保方策の基本的な考え方を踏まえ、次のとおり設定します。

(人日)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	延べ利用人数	6	6	6	6
	確保方策	延べ利用人数	1	3	5	6
1歳児	量の見込み	延べ利用人数	8	8	8	8
	確保方策	延べ利用人数	1	3	5	8
2歳児	量の見込み	延べ利用人数	9	9	9	9
	確保方策	延べ利用人数	9	9	9	9

(6) 養育支援訪問事業等

事業概要	健康状態や養育環境に問題を抱えた妊婦とその家族、及び養育や乳幼児の発達などに問題を抱えた乳幼児とその家族に対して、訪問などの個別支援を行う事業
実施状況	■養育が困難なケースなどに応じて、千歳市の保健師が居宅を訪問し、養育のアドバイスを行っています。
今後の方針	■引き続き、養育困難家庭の把握に努め、専門職による養育に関する指導、助言などを行うことにより、適切な養育の実施ができるよう支援を行います。 ■関係機関との連携を強化し、「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会」の機能を活用して児童虐待防止を推進します。

(件)

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数	172	170	172	173	174
確保方策	実施体制	千歳市の保健師 10 名による養育支援訪問				

(7) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施する事業
実施状況	■家事・子育てなどに対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施しています。
今後の方針	■養育が困難な家庭の事情に応じて、委託事業所で本事業を実施します。

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	167	165	164	161	159
確保方策	利用可能数	192	192	192	192	192

(4) 教育・保育施設の相互連携並びに小学校との連携

全てのこどもの健やかな育ちを支えるため、千歳市内の教育・保育施設における合同保育の実施などといった相互連携を引き続き推進します。また、小学校教諭と保育教諭などとの懇談会や見学会の開催など、こどもの成長に関する情報を共有し、指導のあり方についての共通理解を深めるほか、教育・保育施設に通うこどもが小学校を見学するなど、就学前のこどもと小学生との交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に就学できるよう取組を進めるなど、連続性のある教育活動の充実を図ります。

4 みんなで子育て応援宣言

千歳市内で子育て中のママ・パパのみなさんとともに、「みんなで子育て応援宣言」を令和元年11月に採択しました。この宣言には、「子育てするなら 千歳市」のキャッチフレーズのもと、千歳市が子育てにやさしいまちであるように、また、本宣言が市民の方々の支えになるようにとの思いが込められています。

- ◆ もっと子育てを楽しみながら、みんなで育てます。
- ◆ 子育ての悩みを一人で抱え孤立化しないように地域で応援します。
- ◆ 気兼ねなく男性・女性が産休育休を取れる職場の環境づくりを推進します。
- ◆ お父さんとお母さんの笑顔で子どもを笑顔にします。
- ◆ ひとりひとりが子育て全力サポーターとなり、子どもを見守ります。
- ◆ 親子が幸せを実感でき、安心して充実した生活ができる、笑顔あふれる千歳市にします。

5 こども・若者からの意見聴取の結果

こども基本法第11条では、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者などの意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、以下のとおり、千歳市内の小学生、中学生、高校生、大学生から意見聴取を行いました。

※意見聴取は、ワークショップ・インタビュー形式などにより、一部の小学生などからいただきました。

千歳市内の児童館・学童クラブに通う小学生からの意見

【メインテーマ】公園について

会議の内容

【聴いたこと】

- みんなの公園トーク
- 夢の公園を描いてみよう！

【小学生の主な意見（一部）】

- 暑さ・寒さがしのげる場所がほしい。
- 車いすを利用する人でも楽しめる遊具があれば良い。
- 色々なブランコ、滑り台を設置してほしい。
- 動物と触れ合える公園を作りたい。
- 観客席があって野球ができる公園を作りたい。
- こどもだけでイベントができる公園にしたい。



市の取組・今後の方針

- 千歳市の公園の整備を担当する部署に聴いた意見を共有し、今後の公園づくりの参考としていくことを確認しました。
- 聴いた意見は、公園緑地専門部会（令和6年9月27日開催）でも共有しました。